

五監公告第11号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和5年6月6日

五 泉 市 監 査 委 員
酒 井 俊 明
佐 藤 浩

1. 監査の種類

財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

2. 措置を講じた団体等

五泉市障害者地域活動支援センターⅢ型 虹工房
（指定管理者 社会福祉法人 中東福祉会）

健康福祉課（指定管理に関する事務の所管課）

3. 監査の期間

令和5年4月24日～令和5年5月24日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
市が行うモニタリングの質と量が不足しているように思われる。関係機関と連携し、書面での確認に終始せず、必要に応じ現地に赴き調査を行うなど、定期的、継続的なモニタリングを行い、市が求める業務水準の確保に努められたい。	今後は、四半期ごとに指定管理者からの利用状況報告書の提出を求めるほか、市が主催する地域活動支援センター連絡会を定期的開催し、的確な現状課題の把握に努めてまいります。 また必要に応じて臨時的状況報告の求めや現地検査等を実施し、モニタリングの質と量の向上を図ってまいります。